

65歳以上の年金受給者で **市民税・県民税
森林環境税** を納税される方にお知らせです

～市民税・県民税 森林環境税の公的年金からの特別徴収制度について～

平成21年10月から、市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まりました。
この制度の対象となる方は、令和7年4月1日現在65歳以上の方で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方です。

ただし、以下の方は、対象となりません。

◆介護保険料が年金から差し引きされない方

◆差し引きされる市民税・県民税・森林環境税額が年金支給額を超える方 など



特別徴収とは … 給与や年金から **市民税・県民税
森林環境税** を差し引きして市に納める方法です。

※この制度は、市民税・県民税・森林環境税の納付方法を変更するもので、これにより新たな税負担は生じません。

※公的年金からの特別徴収制度は、本人の選択制度ではありません。
対象となる方は、特別徴収に自動的に切り替わります。

●年金特別徴収の対象となる年金は…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。
障害年金や遺族年金などの非課税の年金からは、特別徴収されません。

●年金特別徴収が中止となる場合は…

藤枝市外への転出や税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書、口座振替またはクレジット納付など）に切り替わることがあります。

■年金所得以外の所得がある方■

特別徴収されるのは、年金所得に係る市民税・県民税・森林環境税のみです。
給与所得や事業所得などに係る市民税・県民税・森林環境税は、これまでどおり給与からの特別徴収、または普通徴収（納付書、口座振替またはクレジット納付など）で納めていただきます。



■令和7年度中に年金特別徴収に切り替わる方■

年金所得の金額から計算される令和7年度市民税・県民税・森林環境税額のうち、半分の税額を1期(7月)と2期(9月)に普通徴収(納付書、口座振替またはクレジット納付など)により納めていただきます。
3期(11月)と4期(2月)にあたる税額は、10月、12月、2月の年金から3分の1ずつ特別徴収されます。

(例)年金所得の金額から計算される令和7年度市民税・県民税・森林環境税額が60,000円の場合

令和7年度 普通徴収						
	1期	2期	3期	4期		
納期限	R7.7.7	R7.9.5	R7.11.5	R8.2.5		
税額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円		
				※3期と4期にあたる 税額が年金特別徴収に 切り替わります。		
令和7年度 年金特別徴収						
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額				10,000円	10,000円	10,000円

■令和6年度から年金特別徴収が継続されている方■

年金所得の金額から計算した市民税・県民税・森林環境税額を、仮徴収と本徴収の2つの徴収方法によって納めていただきます。

仮徴収：上半期(4月、6月、8月)の年金から、前年度の公的年金に係る年税額の2分の1に相当する額を3分の1ずつ納めていただきます。

本徴収：下半期(10月、12月、2月)の年金から、年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1ずつ納めていただきます。

(例)年金所得の金額から計算される令和6年度市民税・県民税額が60,000円で
年金所得の金額から計算される令和7年度市民税・県民税・森林環境税額が66,000円の場合

令和6年度 年金特別徴収						
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
令和7年度 年金特別徴収						
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円
仮徴収 (前年度の年税額×1/2)÷3 【例】(60,000円×1/2)÷3=10,000円			本徴収 (年税額－仮徴収)÷3 【例】(66,000円－30,000円)÷3=12,000円			

■注意■
公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の提出義務はありません。
(ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。)
市民税・県民税で所得控除(扶養控除・社会保険料控除・医療費控除・生命保険料控除など)を追加して受ける場合は、市民税・県民税申告が必要となりますのでご注意ください。